

大田区障害者権利条例を 作る会 ニュースレター 創刊号

作る 条例

2017年12月18日発行/発行責任者:宮原映夫/連絡先:大田区大森北1-30-1三喜屋ビル2階 おかだ社会福祉事務所

発行にあたってー代表挨拶ー

大田区障害者権利条例を作る会は、2010年1月17日に大田区内の障害当事者、NPO 団体、社会福祉士のメンバーが呼びかけ人となり発足され、設立から今日まで、地域で生活をしている障害当事者や家族の視点で、地域で保障されるべき権利はなにかを確認しながら活動を続けてまいりました。

日本は2014年1月に国連の障害者権利条約に批准し、2016年4月には障害者差別解消法をスタートさせましたが、地域で生活していくうえでの障害者の権利と保障が十分でないことが大田区の現状にあります。「障害は個人にあるのではなく社会にある」という視点を行政が主導に立って、区民全体への理解と協力を広めていかねばなりません。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、国際都市おたとして世界の障害者を安心して迎えられることも重要な事の一つではないでしょうか。

今後は大田区障害者権利条例を作る会のニュースレターを発信しながら、引き続き障害者の権利が保障される大田区独自の制度を地域の皆さんと共に考え作り、条例の制定に向けて邁進して行きます。

大田区障害者権利条例を作る会 代表 宮原 映夫

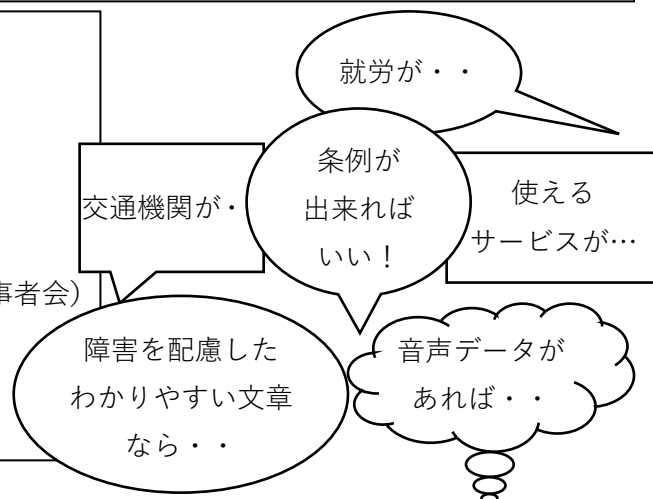
作る会では、7年前から障害者権利条約の学習を続けながら、
条例素案の作成→ワークショップ→障害者団体意見交換会→区議会議員懇談会を実施し、
大田区障害者権利条例作成に向け活動してきました。

学習会の内容やワークショップの様子は
ホームページ (<https://tukuru-jourei-oota.jimdo.com/>) でご覧いただけます。

現在は、大田区内の障害者団体や就労支援施設へ出向き、
大田区障害者権利条例(案)をもとに、条例案の意見交換や差別の事例についての聞き取りを続けています。

～2017年度 これまでの意見交換～

- 5/17 大田区肢体不自由児(者)父母の会
- 5/30 特定非営利活動法人 大身連
理事長 道音 征夫 様 (個人意見)
- 6/3 大田区精神障害者家族連合会 (つばさ会)
- 6/13 東京都大田福祉工場 就労継続支援 B 型
- 6/15 フォーラム大田高次脳、楽花 (高次脳機能障害当事者会)
- 6/27 大田区聴覚障害者協会
- 7/13 大田区視力障害者福祉協会
- 12/13 特定非営利活動法人 樹林館



これまでの意見交換会で改めて考えたこと、思い・・・

各障害者団体の活動目的や考え方、日頃の課題などが障害種別によってさまざまで、それぞれの問題に効果ある条文のあり方が重要に感じた思いです。また、多くの意見をもとに作られてきた大田区障害者権利条例（案）には、音声データや理解しやすくするための解説版（別紙）が急務であり、今後の意見交換会や差別事例の聞き取りにおいて必要不可欠なことだとあらためて意識されました。引き続き、大田区内の障害者個人、団体や区内の就労支援施設へ出向き、当事者との意見集約と条例制定に向けた協力を求めて行きたいと思います。

これからの予定

- ・区内障害者個人、団体、支援施設等の意見交換。
- ・区議会議員との相談と学習会等を継続。
- ・ニュースレターを通して各関係者、各団体へ報告と連絡（出向いて）。
- ・学習会「他の自治体による先行事例」をテーマに講演会の開催。
- ・法律家を交えた条令文の修正作業。

条例案の重要部分を毎号紹介！大田区障害者権利条例案：第7条（意思疎通・情報伝達）

1、意思疎通・情報伝達に関する権利

全ての人は、障害に基づくいかなる差別も受けることなく、自らが選択するコミュニケーション手段を使用する権利を有し、これにより、あらゆる種類の情報の提供を受け、これを利用し、また意思疎通・情報伝達を行う権利を有し、その機会を保障されるものとする。

2、意思疎通・情報伝達に関する差別の禁止

意思疎通・情報伝達の相手方は、次の各号に関して第3条に掲げる障害に基づく差別をしてはならない。

- ① 障害のある人から、（または障害のある人に対する）意思の疎通や情報の伝達
- ② 障害のある人の選択にかかるコミュニケーション手段の使用

3、意思疎通・情報伝達に関する合理的配慮義務

- ① 特定の者の間で意思疎通・情報伝達する場合、相手方は、障害のある人が選択したコミュニケーション手段を用いて実行するために必要な変更、調整もしくは便宜の供与を行う義務を負う。
- ② 不特定の者に情報を伝達する者は、障害のある人に情報伝達するために必要な変更、調整もしくは便宜の供与を行う義務を負う。

4、自治体の責務

区は、障害のある人の意思疎通・情報伝達における権利を確保するため、下記の対応をしなければならない。

- ① 情報が不特定の者に提供される場合、障害のある人が自ら選択するコミュニケーション手段を使用してその情報を受領するために必要な字幕、手話通訳、音声解説等の手段方法、情報伝達機器等の仕様に関して、最低整備基準（以下「情報等円滑化基準」という）を策定する。
- ② 前号の情報等円滑化基準は、国が決める水準を下まわらないものとする。
- ③ 障害のある人が自らの選択したコミュニケーション手段若しくは、そのための情報伝達機器を、金銭負担なく利用できる施策を講じる。
- ④ 多数の人が参加する行事において、障害のある人の意思疎通・情報伝達の円滑化のために必要な支援を提供する。

大田区障害者権利条例を作る会では、毎月定例会を行っています。興味ある方、ぜひお越し下さい。

毎月第3木曜日、大田区立障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）3階ボランティア活動室（予定）

※日時、会場が変更される場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。電話 03-5941-6343（岡田）

大田区障害者権利条例を作る会ホームページ <https://tukuru-jourei-oota.jimdo.com/>

一緒に条例を作る活動者（会員）を募集しています。

年会費：正会員 2,000 円 団体一口 3,000 円 賛助会員一口 5,000 円

